

新潟県
農山漁村振興交付金
事務処理要領

令和8年6月

新潟県農林水産部
新潟県農地部

目 次

組織体制

- 1 窓口体制 . . . 1
- 2 交付事業の一覧及び事業担当課 . . . 1

活性化計画の作成

- 1 県と市町村が共同で活性化計画を作成する場合 . . . 3
- 2 県が単独で活性化計画を作成する場合 . . . 5
- 3 市町村が単独又は共同で活性化計画を作成する場合 . . . 6
- 4 実施要領に規定する活性化計画の重要な変更 . . . 6

交付対象事業の実施について

- 1 交付対象事業の実施手続きについて . . . 7
- 2 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の実施手続きについて . . . 7
- 3 繰越手続き . . . 11

附 則

- 別紙 1 事務処理フロー . . . 13

- 別紙 2 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）の事業メニュー別担当課一覧 . . . 27

地域資源活用・地域連携推進支援事業及び地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）様式一式 . . . 29

参考資料 . . . 56

新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に規定する農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）について、本県における事務手続きを定める。

組織体制

1 窓口体制

	本庁	地域	役割
総括課	地域農政推進課	農業企画課 企画振興課	・国、庁内、地域振興局との連絡調整 ・交付金の予算関係、執行等の事務
農林水産部 窓口課	地域農政推進課	農業企画課 企画振興課	・部内事業担当課との連絡調整、取りまとめ
農地部 窓口課	農村環境課 (農地管理課)	農村計画課	・部内事業担当課との連絡調整、取りまとめ ・本庁総括課との連絡調整

2 交付事業の一覧及び事業担当課

- (1) 本庁及び地域の事業担当課は、事業管理、活性化計画及び事業計画の確認、審査、その他事業執行上必要な事項を行う。
- (2) 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業については、別紙2に事業メニュー毎の担当課を定める

対策名称	本庁事業担当課	地域事業担当課
(1) 農山漁村地域での取組への支援		
中山間地農業推進対策	地域農政推進課	農業企画課 企画振興課
山村活性化対策	- (国直採)	
最適土地利用総合対策	地域農政推進課	農業企画課 企画振興課
地域資源活用価値創出対策		
地域資源活用価値創出推進事業 (地域活性化型) (創出支援型) (農泊推進型) (農福連携型)	地域農政推進課 農産園芸課 食品・流通課 畜産課 林政課 水産課	農業企画課 企画振興課 林業振興課 佐渡地域振興局振興課 (水産庁舎)
地域資源活用価値創出整備事業 (定住促進・交流対策型) (産業支援型) (農泊推進型) (農福連携型)	地域農政推進課 農産園芸課 食品・流通課 畜産課 林政課 水産課 漁港課 農地整備課 農村環境課	農業企画課 企画振興課 林業振興課 農村計画課 佐渡地域振興局振興課 (水産庁舎)
(2) 都市部での取組への支援		
都市農業機能発揮対策	地域農政推進課	農業企画課

注1 本庁漁港課の所管する事業メニューについては、本庁漁港課が地域事業担当課を兼ねる。

注2 (1) のうち、地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)における農業の生産施設にあつては、強い農業づくり交付金の推進体制に準ずる。

注3 佐渡地域振興局以外は、水産課と直接連携する。

活性化計画の作成

地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）に関する事業の実施にあたり、活性化計画を作成する場合は、別紙 1 に示す事務処理フローの他、以下のとおり取扱うものとする。

1 県と市町村が共同で活性化計画を作成する場合

(1) 活性化計画及び事業内容の事前調整

市町村は、県と共同で活性化計画を作成する必要があると判断した場合は、(2)の協議に先立ち地域事業担当課に必要な資料を提出し、地域事業担当課は地域総括課及び地域窓口課と連携して、内容などの確認及び調整を行う。

なお、活性化計画作成の必要性があると判断した場合は、地域事業担当課は本庁事業担当課に、地域窓口課は本庁窓口課に、地域総括課は本庁総括課に報告を行う。

(2) 活性化計画「共同作成」の協議

ア 市町村の活性化計画の共同作成協議

市町村は、県と共同で活性化計画を作成する必要があると判断した場合は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局通知。以下「地域資源活用対策要領」という。）に定める活性化計画（案）及び添付書類、事業メニュー実施計画書（以下「実施計画書」という。）（案）及びその補足資料を添付の上、地域総括課へ活性化計画の共同作成協議書を提出する。

イ 地域振興局における活性化計画（案）及び実施計画書（案）のヒアリング

地域総括課は地域窓口課及び地域事業担当課と連携し、活性化計画（案）及び実施計画書（案）に掲げる施策内容のヒアリングを行う。

地域総括課は活性化計画（案）を取りまとめ、本庁総括課へ報告する。

ウ 本庁における活性化計画（案）及び実施計画書（案）の事前確認

本庁総括課は、活性化計画（案）及び実施計画書（案）について本庁窓口課及び本庁事業担当課と連携し、地域振興局にヒアリング等を行う。

エ 事前調整を申し出た場合の確認事務の簡素化

市町村が(1)の事前相談を申し出た場合にあっては、県は、イからウの確認事務の一部を省略できる。

(3) 活性化計画「共同作成」の回答

(2)ア～ウの活性化計画（案）及び事業内容に係る確認を終了した場合、本庁総括課は、本庁事業担当課に合議し、同意の可否について市町村と地域総括課に通知する。

(4) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「法」という。)第5条第27項の活性化計画の公表

県の活性化計画の公表は、本庁総括課及び地域総括課で行うものとし、時期は市町村における公表と調整を図る。

なお、公表により住民から意見が寄せられた場合、本庁総括課及び地域総括課は、市町村と調整の上対処する。

(5) 法第7条第1項の活性化計画の提出

本庁総括課は、県及び市町村連名の活性化計画及び添付資料を、北陸農政局を經由して農林水産大臣へ提出する。

(6) 交付対象活性化計画の決定通知

交付対象活性化計画の決定通知がなされた場合、本庁総括課は、本庁事業担当課へ合議及び所要の調整を行い、市町村及び地域振興局へ通知する。

市町村は、通知に基づき事業主体へ通知する。

2 県が単独で活性化計画を作成する場合

(1) 活性化計画の作成

ア 本庁総括課は、本庁窓口課及び本庁事業担当課と連携し、活性化計画（案）の作成及び円滑化に努める。

イ 本庁事業担当課は、事業別概要及び添付資料を作成する。（県以外の事業主体の場合は、適宜ヒアリング等を実施するなど実施計画を審査する。）

(2) 農林漁業団体等の提案

ア 法第5条第7項の提案を受けた本庁総括課は、本庁窓口課及び本庁事業担当課と連携し、提案者に対するヒアリング等を行う。

イ 本庁事業担当課は、提案された実施計画書（案）の審査を行い、活性化計画を作成する必要があると判断したときは事業別概要及び添付資料を作成し、県が活性化計画を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を本庁総括課へ連絡する。

ウ 本庁総括課は、活性化計画を作成する必要があると判断したときは(3)の同意を求め、県が活性化計画を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を提案者へ通知する。

(3) 農林漁業団体等の同意

ア 本庁事業担当課は、事業別概要及び添付資料の審査を終了した場合、本庁総括課へ連絡する。

イ 本庁総括課は、本庁事業担当課に合議し、農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を活性化計画に記載することの同意を求める。

(4) 活性化計画の公表

1 (4)に準じる

(5) 活性化計画の提出

1 (5)に準じる

(6) 交付対象活性化計画の決定通知

交付対象活性化計画の決定通知があった場合、本庁総括課は、本庁事業担当課へ通知する。

3 市町村が単独又は共同で活性化計画を作成する場合

(1) 活性化計画の作成のための技術的助言

ア 市町村は、活性化計画の作成に当たり、地域総括課及び地域事業担当課へ技術的助言を求めることができる。

イ 地域総括課及び地域事業担当課は、本庁総括課及び本庁事業担当課と調整の上、市町村に対し助言する。

(2) 活性化計画（写し）の提出

市町村は、交付対象活性化計画の決定通知があった場合、当該計画の写しを地域総括課を経由し本庁総括課へ提出する。

なお、市町村が単独又は共同で作成する活性化計画は国が直採採択を行うため、本事務処理要領の によらない。

4 実施要領に規定する活性化計画の重要な変更

(1) 県と市町村が共同で作成した活性化計画

活性化計画の変更は、1 に準じて行うものとする

(2) 県が単独で作成した活性化計画

活性化計画の変更は、2 に準じて行うものとする。

(3) 市町村が単独又は共同で作成した活性化計画

活性化計画の変更は、3 に準じて行うものとする。

交付対象事業の実施について

1 交付対象事業の実施手続きについて

交付対象事業の実施手続きは、国交付等要綱、各対策実施要領、新潟県農山漁村振興交付金交付要綱に定めるもののほか、下記のとおりとする。

中山間地農業推進対策	...別紙 1 - 1
最適土地利用総合対策	...別紙 1 - 2
地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業	
（地域活性化型）活動計画策定事業	...別紙 1 - 3
（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業及びサポート事業	...別紙 1 - 4
（農泊推進型）農泊推進事業、人材活用事業及び農家民宿転換促進費	...別紙 1 - 5
（農福連携型）農福連携支援事業	...別紙 1 - 6
地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業	
（定住促進・交流対策型）	...別紙 1 - 7
（産業支援型）	...別紙 1 - 8
（農泊推進型）	...別紙 1 - 9
農福連携受入体制整備事業	...別紙 1 - 10
都市農業機能発揮対策のうち都市農業共生推進等地域支援事業	...別紙 1 - 11

2 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の実施手続きについて

地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業（以下「推進支援事業（創出支援型）」という。）及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（以下「整備事業（産業支援型）」という。）の実施にあたり、国交付等要綱、地域資源活用対策要領、別紙 1 に示す事務処理フローの他、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 事業実施等の手続

ア 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「事業実施計画」という）の作成
事業実施主体は、地域資源活用対策要領別記 2 - 1 の第 5 の 2 又は別記 2 - 3 の第 6 の 2、5 の規定により、事業実施計画（別紙様式第 1 号）及び環境負荷低減のチェックシートを作成する。

また、整備事業（産業支援型）については、配分基準に基づいて当該実施計画に対する評価を行い、様式 A を作成する。

イ 事業実施計画の提出

(ア) 事業実施主体は、アにより作成した事業実施計画を市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合は、原則として主たる市町村とする。）に提出する。また、整備事業（産業支援型）については、様式 A と併せて申請する。

推進支援事業（創出支援型）については、特認団体として事業実施主体にな

ろうとする場合にあっては、特認団体申請書と併せて提出する。

なお、県全域で事業を実施するなど、広域的な取組を行う事業実施主体については、(7)イに掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約した上で、市町村を經由せず直接、知事に提出できるものとする。この場合、書面の提出先は農林水産部地域農政推進課とする。(以下、(1)エ、(3)ア、(4)イ、(4)ウ、(4)エ、(6)ア、(7)アの提出に当たっても同様の扱いとする。)

- (イ) 市町村長は、事業実施計画書の提出があったときは、地域資源活用対策要領別記2 - 1の第2、第4又は別記2 - 3の第5、第6の3、4に規定する事項について事業実施主体を指導するとともに、事業実施計画の内容をとりまとめ、様式Cと併せて当該市町村を所管する地域振興局を經由して知事に提出する。

ウ 事業実施計画の認定

- (ア) 知事は、イにより提出のあった事業実施計画を踏まえて県計画を作成し、これを北陸農政局長に提出し、その内容について協議を行う。

- (イ) 知事は、北陸農政局長から県計画の承認があったときは、事業実施計画を認定し、市町村長に通知する。

また、イの(ア)のなお書きにより、県が直接事業実施計画の提出を受け付けた場合は、事業実施主体に直接通知する。

- (ウ) (イ)の通知を受けた市町村長は、事業実施計画の認定について、事業実施主体に通知する。

エ 年度別事業実施計画の申請及び認定(推進支援事業(創出支援型))

- (ア) 推進支援事業(創出支援型)において、事業実施主体は、地域資源活用対策要領別記2 - 1の第5の2の(4)の規定により、複数年度にわたって事業を実施する場合にあっては、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第6号により年度別事業実施計画を策定し、市町村へ提出するものとする。

- (イ) 市町村長は、年度別事業実施計画書の提出があったときは、これを様式Dと併せて4月10日までに当該市町村を所管する地域振興局を經由して知事に提出する。

- (ウ) 知事又は市町村長は、ウの規定に準じて年度別事業実施計画の認定の手続きを行うものとする。

オ 事業実施計画の変更

事業実施主体及び市町村長は、ウにより認定を受けた事業実施計画について、地域資源活用対策要領別記2 - 1の第5の3の(1)から(5)まで又は別記2 - 3の第6の7の(1)から(5)に掲げる事項に該当する変更が生じたときは、アからウまでの規定に準じて事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。

(2) 事業実施計画の認定取消

知事は、(1)のイの提出時又は(1)のウの認定後において、事業実施計画に虚偽の内容があった場合又はその他不適当な行為をしたと認められる場合は、事業実施計画の認定を行わないこと又は認定を取り消すことができるものとする。

(3) 交付決定前着手届等の提出

ア 事業実施主体は、国交付等要綱第 10 の 3 の規定により交付決定前に着手する場合は、あらかじめ、国交付等要綱の別記様式第 14 号に準じて交付決定前着手届を作成し、市町村長へ提出するものとする。

この場合、事業実施主体は、事業の内容及び交付金の交付が確実となる(1)のウの認定及び交付金の割当内示を受けた後に着手することとし、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で行う。

イ 市町村長は、アの届出を受理したときは、着手する理由が妥当であるか確認するとともに、必要最小限にとどめるなど必要な指導を行った上で、地域振興局を經由して知事に提出する。

(4) 整備事業（産業支援型）の施行に係る報告等

ア 整備事業（産業支援型）の施行は、地域資源活用対策要領別記 2 - 3 の第 8 の 3 の規定により実施する。

イ 事業実施主体は、整備事業（産業支援型）の着工前に様式 E により実施設計審査書を市町村長へ提出する。

また、市町村長は、実施設計審査書を受理したときは、その内容を確認の上、地域振興局を經由して知事に提出する。

ウ 事業実施主体は、入札終了後速やかに、様式 F-1 により入札結果報告・着手届を市町村長へ提出する。

また、市町村長は、入札結果報告・着手届を受理したときは、その内容を確認の上、様式 F-2 により地域振興局を經由して知事に提出する。

エ 事業実施主体は、地域資源活用対策要領別記 2 - 3 の第 11 の 1 の規定に基づき、整備事業（産業支援型）がしゅん功したときは速やかに、様式 F-3 によりしゅん功届を市町村長へ提出する。この際、様式 E により出来高設計審査書を添付する。

また、市町村長は、しゅん功届等を受理したときは、その内容を確認の上、様式 F-2 により地域振興局を經由して知事に提出する。

オ 知事は、地域資源活用対策要領別記 2 - 3 の第 6 の 8 の規定により、交付対象事業を公表する。

(5) 事業実施状況

ア 事業実施主体は、地域資源活用対策要領別記 2 - 1 の第 8 の 1 又は別記 2 - 3 の第 12 の 1 の(1)の規定に基づき、適切な事業執行に努めるとともに、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書（別紙様式第 7 号又は別紙様式第 4 号）を作成し、市町村長に提出する。また、整備事業（産業支援型）については、様式 G-1 と併せて提出する。

イ 市町村長は、アの報告書を受理したときは、その内容を点検し、様式 G-2 により原則、毎年度の事業実施主体の決算から 3 か月以内までに地域振興局を經由して知事に報告する。

また、整備事業（産業支援型）について、市町村長は、点検の結果、各年度の成果目標の達成率が 3 年連続して 70%未滿となった場合又は単年度で 50%未滿となっ

た場合は、地域振興局と協力して当該事業実施主体に対して別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を講ずるよう指導する。

ウ 地域振興局は、イの報告書を受理したときは、事業実施主体の取組状況及び課題等に関する所見のほか、必要に応じて市町村と連携して実施する改善指導等を様式G-3に記載し、報告書と併せて地域農政推進課へ提出する。

エ 知事は、事業実施主体及び市町村長に対し、ア及びイに定める報告のほか、事業の実施状況の確認に必要な報告を求めることができるものとする。

(6) 事業成果の評価等

ア 事業実施主体は、地域資源活用対策要領別記2-1の第9の1又は別記2-3の第12の2の(1)の規定に基づき、目標年度の決算において事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について評価し、その内容に関する報告書(別紙様式第7号又は別紙様式第4号)を市町村長へ提出する。また、整備事業(産業支援型)については、様式G-1と併せて提出する。

イ 市町村長は、アの報告書を受理したときは、その内容を評価し、様式G-2により原則、毎年度の事業実施主体の決算から3か月以内までに地域振興局を經由して知事に報告する。

また、整備事業(産業支援型)について、市町村長は、報告書の内容について評価した結果、成果目標の達成率が100%未満の場合は、地域振興局と協力して当該事業実施主体に対して別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を講ずるよう指導し、成果目標が達成されるまでの間、(5)に準じて改善状況を報告させるものとする。

ウ 地域振興局は、イの報告書を受理したときは、評価に関する所見のほか、必要に応じて市町村と連携して実施する改善指導等を様式G-3に記載し、報告書と併せて地域農政推進課へ提出する。

エ 知事は、事業実施主体及び市町村長に対し、ア及びイに定める報告のほか、成果の評価に必要な報告を求めることができるものとする。

(7) その他事務取扱等

ア 事業実施主体は、国交付等要綱、地域資源活用対策要領及び新潟県農山漁村振興交付金交付要綱の規定に基づく報告等を行う場合、市町村長に提出するものとする。この際、市町村長は、必要な指導及び調整を行い、地域振興局を經由して知事に報告するものとする。

イ 本交付金を活用し、県から直接交付金の交付を受けて事業を実施しようとする者は、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)及び新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱(平成23年8月1日制定)に基づき、次に掲げる事項のいずれにも該当しない事を誓約するものとする。

(ア) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事そ

の他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ロ) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 繰越手続き

(1) 状況の報告及び事前協議（ヒアリング）について

- ア 年度内に竣工できないやむを得ない事由が発生した場合、市町村は速やかに地域事業担当課へ報告する。
- イ 地域事業担当課は、市町村へヒアリングを行い、本庁事業担当課へ連絡する。
- ウ 農業総務課及び農地管理課の指示のもと、本庁事業担当課は、地域事業担当課からヒアリングを行うなど市町村へ繰越手続きに必要な指示及び準備を行う。
- エ 農業総務課及び農地管理課の指示のもと、本庁事業担当課は、国への説明を行う。

(2) 繰越申請書の提出及び繰越承認

繰越手続きは、農業総務課及び農地管理課からの連絡により行う。なお、地域総括課と地域事業担当課は、繰越申請書の写しを共有するなど、相互の情報共有に努めることとする。

(3) 年度終了実績報告書の提出

- ア (2)の承認を受けた市町村は、年度終了実績報告書を地域総括課へ提出する。
(4月10日まで)
- イ 地域総括課は、地域事業担当課へ合議のうえ本庁総括課へ進達する。
(4月20日まで)
なお、地域事業担当課は、個別事業の報告内容について審査し、事業主体等に対し必要な指示を行うなど審査の円滑な実施に配慮する。
- ウ 本庁総括課は、收受した報告書を、本庁窓口課へ配付する。
- エ 本庁窓口課は、本庁事業担当課に内容を確認し、本庁総括課へ可否を連絡する。
- オ 本庁総括課は、本庁窓口課の協力により取りまとめ、本庁事業担当課へ合議のうえ、国へ報告する。

(4) 繰越完了の延期

- ア 市町村は、繰越承認期間に完了しないやむを得ない事由が発生した場合、(1)に準じ事前協議する。
- イ 市町村は、国交付等要綱別記様式第5号により繰越に係る完了延期願を地域総括課へ提出する。
- ウ 地域総括課は、地域事業担当課へ合議のうえ、本庁総括課へ提出する。
- エ 本庁総括課は、收受した申請書を本庁窓口課へ配布する。
- オ 本庁窓口課は、本庁事業担当課へ内容を確認し、本庁総括課へ連絡する。

カ 本庁総括課は、取りまとめ、本庁事業担当課へ合議のうえ、国へ申請する。

キ 本庁総括課は、国からの承認通知を受けた場合は、本庁担当課へ合議のうえ、繰越に係る完了延期の承認を市町村及び地域振興局へ通知する。

附則（平成 29 年 3 月 31 日農整第 443 号）

- 1 この事務処理要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この事務処理要領の実施に伴い、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事務処理要領（平成 19 年 8 月 1 日地農第 304 号）」は廃止する。

附則（平成 29 年 5 月 26 日地農第 136 号）

- 1 この事務処理要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 3 年 9 月 30 日地農第 674 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 3 年 8 月 2 日から実施する。

附則（令和 4 年 9 月 5 日地農第 626 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この事務処理要領の実施に伴い、新潟県食料産業・6 次産業化交付金実施要領（平成 30 年 6 月 22 日付け地農第 214 号）は廃止する。この場合において、廃止する要領の規定により実施した事業については、なお従前の例による。

附則（令和 5 年 9 月 4 日地農第 514 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 3 月 28 日地農第 1249 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 6 年 3 月 28 日から施行し、令和 6 年 1 月 25 日から適用する。

附則（令和 6 年 11 月 19 日地農第 605 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 6 年 11 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 10 月 29 日地農第 798 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 7 年 10 月 29 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和 8 年 6 月 4 日地農第 334 号）

- 1 この事務処理要領は、令和 8 年 6 月 4 日から施行し、令和 8 年 4 月 7 日より適用

する。

別紙 1 事務処理フロー

1 - 1 中山間地農業推進対策	
事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p>	<p>1 要望調査は事業担当を通じて実施する。(~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が収受し、内容の確認・審査を行ったうえで、本庁総括を通じて、他の事業と併せて国へ提出する。(~)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が収受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---▶ 要望調査</p> <p>—▶ 報告・申請</p> <p>==▶ 内示・支払</p> <p>⇨▶ 情報提供</p> </div>

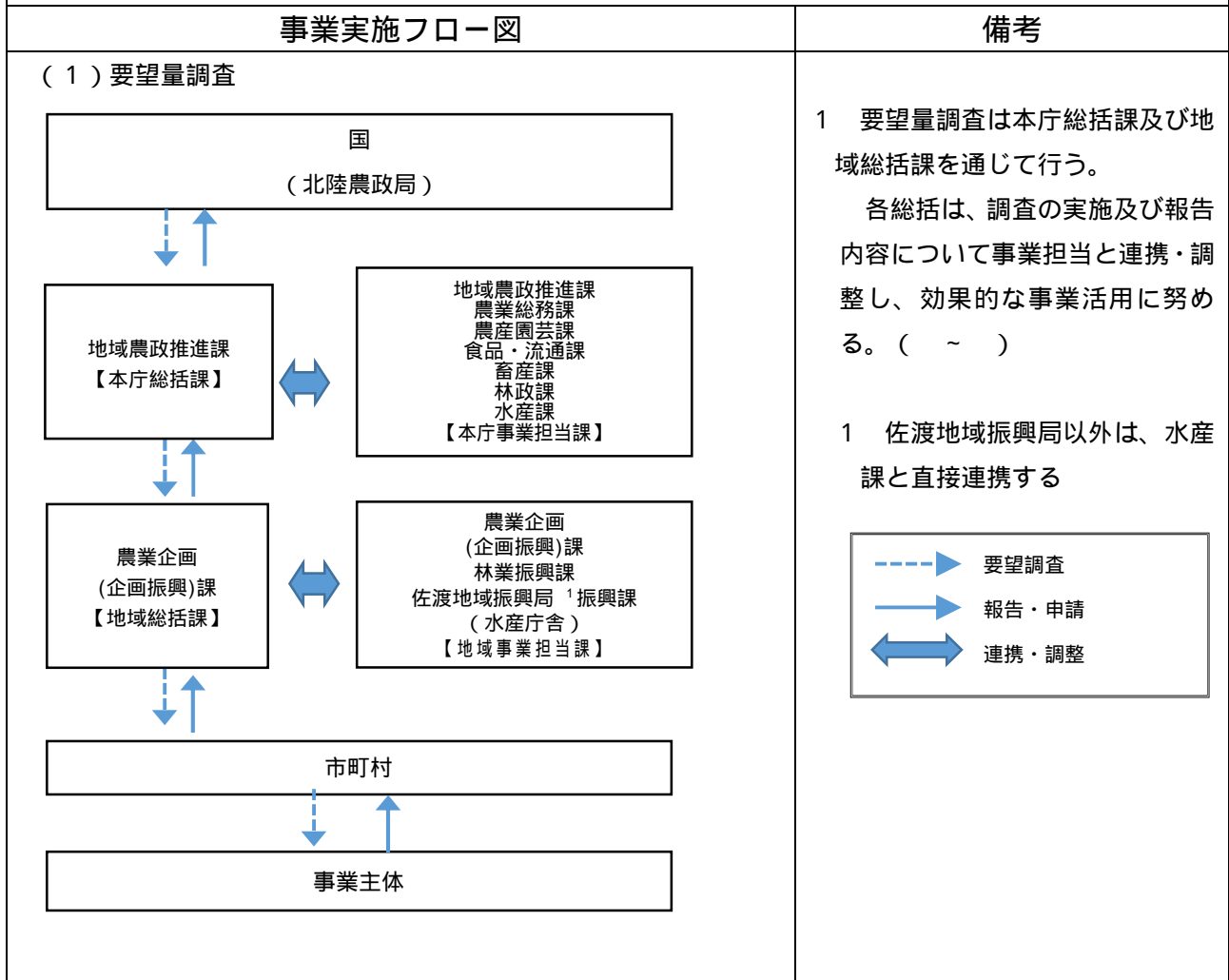
1 - 2 最適土地利用総合対策

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p> <pre> graph TD National["国 (北陸農政局)"] Local["地域農政推進課 中山間地域活性化推進係 【本庁総括】"] Business["地域農政推進課 地域農業計画係 【事業担当】"] Ministry["農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課"] Municipality["市町村"] BusinessEntity["事業主体 (市町村、地域協議会等)"] BusinessEntity --> Municipality Municipality --> Ministry Ministry --> National National --> BusinessEntity National --> Local Local --> BusinessEntity Local <--> Business Business <--> Ministry </pre>	<p>1 要望調査及び事業内容の確認・調整は事業担当を通じて実施する。 (~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が收受し、内容の確認・審査を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。 (~ , ,)</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p> <pre> graph TD National["国 (北陸農政局)"] Local["地域農政推進課 中山間地域活性化推進係 【本庁総括】"] Business["地域農政推進課 地域農業計画係 【事業担当】"] Ministry["農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課"] Municipality["市町村"] BusinessEntity["事業主体 (市町村、地域協議会等)"] BusinessEntity --> Municipality Municipality --> Ministry Ministry --> National National --> BusinessEntity National --> Local Local --> BusinessEntity Local <--> Business Business <--> Ministry </pre>	<p>1 交付金の交付及び実施状況・実績報告に係る事務は本庁総括を通じて行い、事業担当と調整のうえ国への報告等及び事業主体への通知・支払事務等を行う。 (~)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> - - - -> 要望調査 - - - -> 報告・申請 = = = => 内示・支払 < - - - -> 連携・調整 </p> </div>

1 - 3 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業
(地域活性化型) 活動計画策定事業

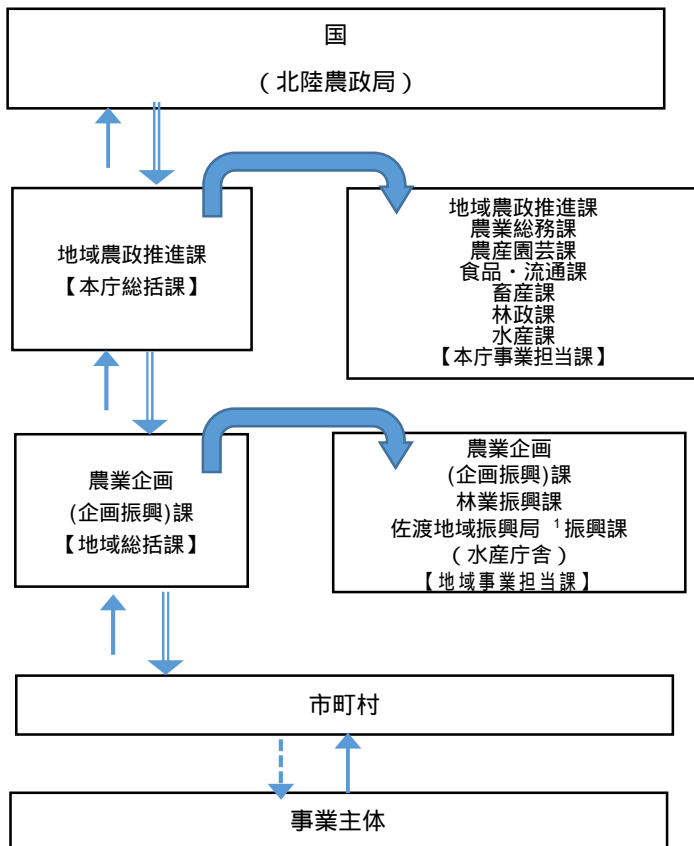
事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p> <pre> graph TD A["国 (北陸農政局)"] B["地域農政推進課 中山間地域活性化推進係 【事業担当・総括】"] C["農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課"] D["事業主体 (地域協議会、市町村等)"] E["本庁関係課"] A <--> B B <--> C C <--> D B ==> E </pre>	<p>1 要望調査は事業担当を通じて実施する。(~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が収受し、内容の確認・審査を行ったうえで、本庁総括を通じて、他の事業と併せて国へ提出する。(~)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p> <pre> graph TD A["国 (北陸農政局)"] B["地域農政推進課 中山間地域活性化推進係 【事業担当・総括】"] C["農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課"] D["事業主体 (地域協議会、市町村等)"] E["本庁関係課"] A <--> B B <--> C C <--> D B ==> E </pre>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が収受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div data-bbox="981 1518 1362 1731" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>---> 要望調査</p> <p>—> 報告・申請</p> <p>==> 内示・支払</p> <p>⇨ 情報提供</p> </div>

1 - 4 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業
 (創出支援型) 地域資源活用・地域連携推進支援事業及びサポート事業



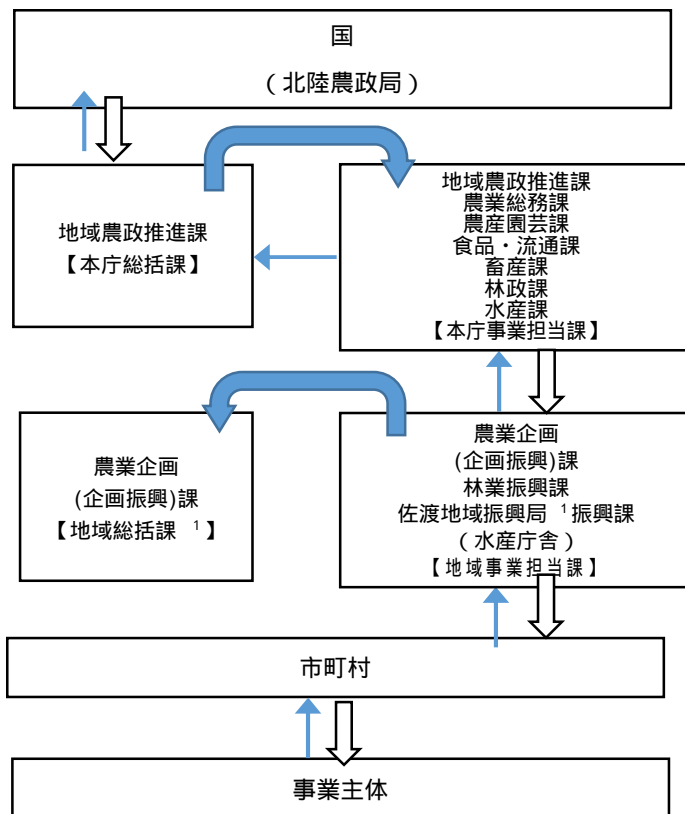
1 - 4 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業
 (創出支援型) 地域資源活用・地域連携推進支援事業及びサポート事業

(2) 計画申請、交付申請、概算払請求、実績報告

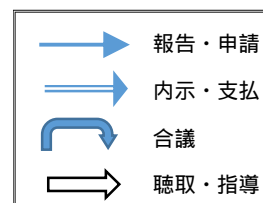


- 1 地域総括課は、市町村から提出された申請・報告書類を收受し、地域事業担当課に合議のうえ本庁総括課に提出する。(~)
- 2 本庁総括課は、地域総括課から提出された申請・報告書類について本庁事業担当課に合議のうえ国へ提出する。(、)
- 3 国からの承認及び交付手続き等については1、2に準じて行う(~)

(3) 事業評価の報告



- 1 地域事業担当課は、市町村から提出された事業評価報告書を收受し、必要な聴取・指導を行ったうえで地域総括課に合議し、本庁事業担当課に提出する。(~)
- 2 本庁事業担当課は、地域から提出された事業評価報告書を收受し、必要な聴取・指導を行ったうえで本庁総括課に提出し、合議のうえ本庁総括課が国へ報告する。(~)



1 - 5 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業
 (農泊推進型) 農泊推進事業、人材活用事業及び農家民宿転換促進費

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p>	<p>1 要望調査及び事業内容の確認・調整は事業担当を通じて実施する。 (~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が收受し、内容の確認・審査を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。 (~ , ,)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が收受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div data-bbox="997 1473 1375 1684" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---▶ 要望調査</p> <p>—▶ 報告・申請</p> <p>==▶ 内示・支払</p> <p>◄== 連携・調整</p> </div>

1 - 6 地域資源活用価値創出対策のうち農福連携支援事業

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p> <pre> graph TD A[国 (北陸農政局)] <--> B[経営普及課 普及情報係 【事業担当・総括】] B <--> C[農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課] C <--> D[事業主体 (地域協議会、市町村等)] B ==> E[本庁関係課] </pre>	<p>1 要望調査は事業担当を通じて実施する。(~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が収受し、内容の確認・審査を行ったうえで、本庁総括を通じて、他の事業と併せて国へ提出する。(~)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p> <pre> graph TD A[国 (北陸農政局)] <--> B[経営普及課 普及情報係 【事業担当・総括】] B <--> C[農林水産(農業)振興部 農業企画(企画振興)課] C <--> D[事業主体 (地域協議会、市町村等)] B ==> E[本庁関係課] </pre>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が収受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div data-bbox="981 1473 1364 1684" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---> 要望調査</p> <p>—> 報告・申請</p> <p>==> 内示・支払</p> <p>==> 情報提供</p> </div>

1 - 7 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業
 (定住促進・交流対策型)

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望量調査</p>	<p>1 要望量調査は本庁総括課及び地域総括課を通じて行う。 各総括は、調査の実施及び報告内容について事業担当と連携・調整し、効果的な事業活用に努める。(~)</p>
<p>(2) 活性化計画・実施計画・年計の事前調整</p>	<p>1 地域総括課は、市町村から提出された活性化計画・実施計画・年計について地域事業担当課と連携・分担してヒアリングを行い、とりまとめて本庁総括課に提出する。(~) 2 本庁総括課は、地域総括課から提出された活性化計画・実施計画・年計について本庁事業担当課と連携・分担してヒアリングを行う。(~) 3 本庁及び地域総括課は、市町村と調整のうえ活性化計画を公表する。</p>

1 - 7 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業
(定住促進・交流対策型)

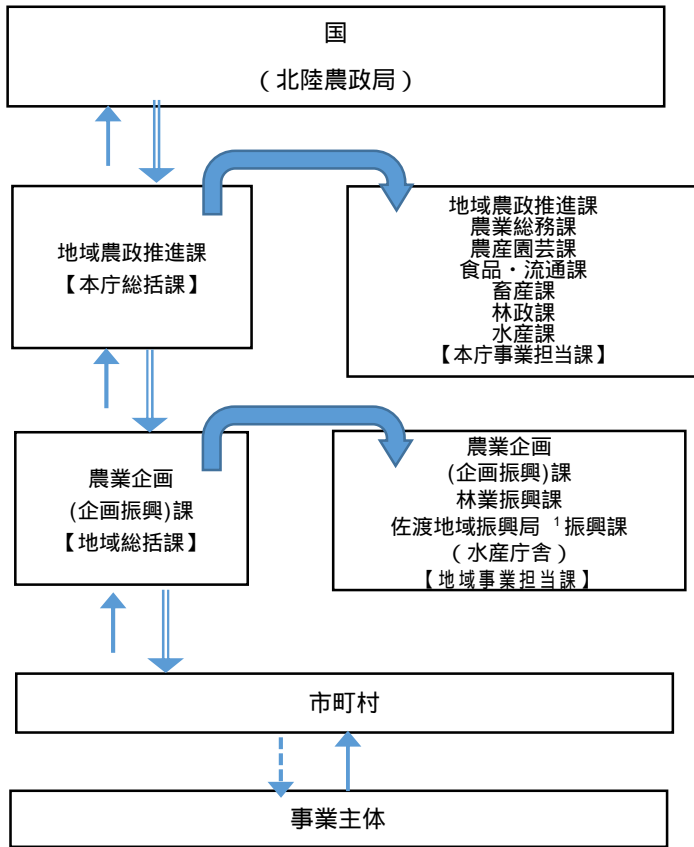
事業実施フロー図	備考
<p>(3) 計画申請、交付申請、概算払請求、実績報告</p>	<p>1 地域総括課は、市町村から提出された申請・報告書類を収受し、地域事業担当課に合議のうえ本庁総括に提出する。 (~)</p> <p>2 本庁総括課は、地域総括課から提出された申請・報告書類について本庁事業担当課に合議のうえ国へ提出する。 (,)</p> <p>3 国からの承認及び交付手続き等については1、2に準じて行う(~)</p>
<p>(4) 事業評価の報告</p>	<p>1 地域事業担当課は、市町村から提出された事業評価報告書を収受し、必要な聴取・指導を行ったうえで地域総括課に合議し、本庁事業担当課に提出する。 (~)</p> <p>2 本庁事業担当課は、地域から提出された事業評価報告書を収受し、必要な聴取・指導を行ったうえで本庁総括課に提出し、合議のうえ本庁総括課が国へ報告する。(~)</p> <div data-bbox="981 1814 1364 2027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ 報告・申請</p> <p>⇄ 内示・支払</p> <p>↻ 合議</p> <p>⇨ 聴取・指導</p> </div>

1 - 8 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業
(産業支援型)

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望量調査</p>	<p>1 要望量調査は本庁総括課及び地域総括課を通じて行う。 各総括は、調査の実施及び報告内容について事業担当と連携・調整し、効果的な事業活用に努める。(~)</p> <p>1 佐渡地域振興局以外は、水産課と直接連携する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---> 要望調査</p> <p>—> 報告・申請</p> <p>⇔ 連携・調整</p> </div>

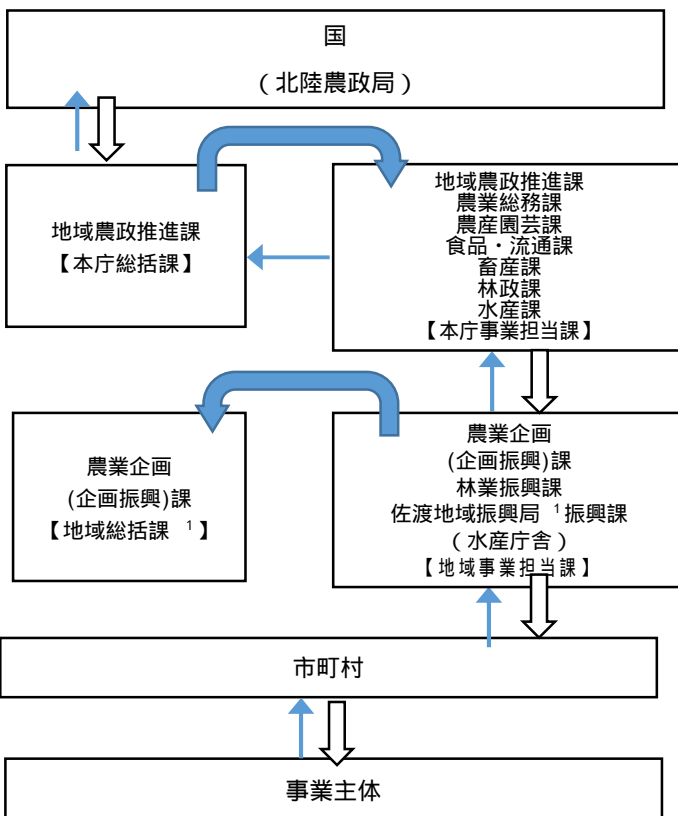
1 - 8 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業
(産業支援型)

(2) 計画申請、交付申請、概算払請求、実績報告

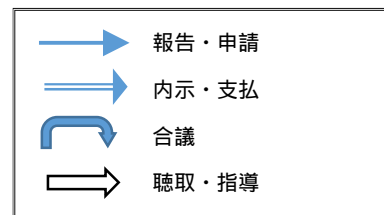


- 1 地域総括課は、市町村から提出された申請・報告書類を収受し、地域事業担当課に合議のうえ本庁総括に提出する。(~)
- 2 本庁総括課は、地域総括課から提出された申請・報告書類について本庁事業担当課に合議のうえ国へ提出する。(、)
- 3 国からの承認及び交付手続き等については1、2に準じて行う(~)

(3) 事業評価の報告



- 1 地域事業担当課は、市町村から提出された事業評価報告書を収受し、必要な聴取・指導を行ったうえで地域総括課に合議し、本庁事業担当課に提出する。(~)
- 2 本庁事業担当課は、地域から提出された事業評価報告書を収受し、必要な聴取・指導を行ったうえで本庁総括課に提出し、合議のうえ本庁総括課が国へ報告する。(~)



1 - 9 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業
(農泊推進型)

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p>	<p>1 要望調査及び事業内容の確認・調整は事業担当を通じて実施する。 (~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が收受し、内容の確認・審査を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。 (~ , ,)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が收受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div data-bbox="997 1473 1375 1684" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---▶ 要望調査</p> <p>—▶ 報告・申請</p> <p>==▶ 内示・支払</p> <p>↔ 連携・調整</p> </div>

1 - 10 地域資源活用価値創出対策のうち農福連携受入体制整備事業

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p>	<p>1 要望調査及び事業内容の確認・調整は事業担当を通じて実施する。 (~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が収受し、内容の確認・審査を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。 (~ , ,)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が収受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---▶ 要望調査</p> <p>—▶ 報告・申請</p> <p>==▶ 内示・支払</p> <p>◄== 連携・調整</p> </div>

1 - 11 都市農業機能発揮対策のうち都市農業共生推進等地域支援事業

事業実施フロー図	備考
<p>(1) 要望調査～実施申請、事業評価等</p>	<p>1 要望調査は事業担当を通じて実施する。(~)</p> <p>2 実施申請及び事業評価等にかかる事項は事業担当が収受し、内容の確認・審査を行ったうえで、本庁総括を通じて、他の事業と併せて国へ提出する。(~)</p> <p>県ポイント以外のポイントの配点は振興局担当課で()、県ポイントの配分は本庁で()実施する。</p>
<p>(2) 交付金の交付及び実施状況・実績報告</p>	<p>1 交付金の交付に係る事務は本庁総括が収受し、本庁担当課(又は農林水産(農業)振興部)が事業主体への通知・支払事務を行う。(~)</p> <p>2 交付金の実施状況・実績報告に係る事務は事業担当が内容の確認を行ったうえで本庁総括を通じて国へ提出する。(~)</p> <div data-bbox="981 1473 1362 1684" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>---▶ 要望調査</p> <p>—▶ 報告・申請</p> <p>==▶ 内示・支払</p> <p>⇨▶ 情報提供</p> </div>

地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)の事業メニュー別担当課一覧

事業名	事業メニュー	担当課	地域担当課
(1) 生産基盤及び施設の整備(法第5条第2項第2号イ)			
基盤整備	農業用排水施設	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	農業用道路	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	暗きょ排水	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	客土	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	区画整理	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	農地造成	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	農用地保全	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	交換分合	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	土地改良施設保全	農地整備課	農村計画課,農用地担当課
	農業集落道	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		農村環境課	農村計画課,農用地担当課
	連絡農道	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	林道・作業道	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
生産機械施設	高生産性農業用機械施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	農業経営改善安定機械施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	林業機械施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	特用林産物生産施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
処理加工・集出荷貯蔵施設	農林水産物処理加工施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	農林水産物集出荷貯蔵施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
新規就業者等技術習得管理施設	新規就農者等技術習得管理施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
(2) 生活環境施設の整備(法第5条第2項第2号ロ)			
簡易給排水施設	簡易給排水施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		漁港課	(本庁)漁港課
	①飲雑用水・防災安全施設	農村環境課	農村計画課,農用地担当課
		漁港課	(本庁)漁港課
農山漁村定住促進施設	②農山漁村定住促進施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
(3) 地域間交流拠点の整備(法第5条第2項第2号ハ)			
地域資源活用総合交流促進施設	③都市農山漁村総合交流促進施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	④廃校・廃屋等改修交流施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	⑤地域資源活用交流促進施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		漁港課	(本庁)漁港課
	⑥地域連携販売力強化施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	農林漁業・農山漁村体験施設	⑦農林漁業・農山漁村体験施設	地域農政推進課
農村環境課			農村計画課,農用地担当課
林政課			林業振興課
漁港課			(本庁)漁港課
自然環境等活用交流学習施設	⑧自然環境保全・活用交流施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		農村環境課	農村計画課,農用地担当課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	⑨宿泊体験活動受入拠点施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
	⑩教養文化・知識習得施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
	漁港課	(本庁)漁港課	

(4) その他省令で定める事業(法第5条第2項第2号ホ)			
地域資源活用起業支援施設	⑳地域資源活用起業支援施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		漁港課	(本庁)漁港課
地域資源循環活用施設	㉑リサイクル施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	㉒自然・資源活用施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
地域住民活動支援促進施設	㉓高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
	㉔船舶離着施設	漁港課	(本庁)漁港課
農地等補完保全整備	㉕産地振興追加補完整備	(総括課が事業内容に応じ適当と判断される担当課を決定する)	
	㉖小規模農林地等保全整備	農村環境課	農村計画課,農用地担当課
景観・生態系保全整備	㉗景観・生態系保全整備	地域農政推進課	農業企画(企画振興)課
		農村環境課	農村計画課,農用地担当課
		林政課	林業振興課
		漁港課	(本庁)漁港課
指定棚田地域保全整備	㉘指定棚田地域保全整備	農村環境課	農村計画課,農用地担当課

- 1 農林漁業をまたがる施設は、利用計画の主たる取り扱い品目により担当課を決定する。
- 2 担当課は、必要に応じて関連する課へ審査協力を求める。

様式A 事業実施計画に対する配分基準 (地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))

市町村名: _____
 事業実施主体名: _____

1 成果目標に基づくポイント

種別	達成すべき成果目標ポイント、成果目標に対する現況値ポイント	値	ポイント	理由・根拠
C1	達成すべき成果目標ポイント			
	付加価値額の増加率(%)			
	成果目標に対する現況値ポイント			
	事業実施主体の経営における付加価値率(事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、%)			
C2	達成すべき成果目標ポイント			
	売上高の増加率(%)			
	成果目標に対する現況値ポイント			
	事業実施主体の経常利益率(事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、%)			

2 事業の継続性に基づくポイント

評価項目(評価の着眼点)	配点	ポイント	理由・根拠
事業の趣旨・目的の理解度			
ア 事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。			
よく理解している	3		
理解している	1		
理解していない	0		
イ 地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。			
よく対応している	2		
対応している	1		
対応していない	0		
事業実施の確実性・継続性の確保			
ア 以下の項目のいずれかを満たしている場合、ポイントを加算する。 ・事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画か ・事業費に自治体の費用を含んでいるか	5		
イ 事業完了後の持続可能な運営のため、収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証しているか 検証したことが分かる書面が必要	5		
ウ 以下の項目の該当数に応じてポイントを加算する。 (該当数1...1点、該当数2...3点、該当数3...5点) ・事業計画書に自治体の関与(費用面以外)が明示されているか ・事業計画書に女性や若者の関与が明示されているか ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか(予算計画、自治体、女性、若者の関与以外の観点で記載されている場合該当)	5		
事業遂行のための実施体制の妥当性			
ア 代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。	4		
イ 関係機関又は関係者の役割分担は明確か。	4		
ウ 行政との連絡・連携体制を構築しているか。	2		

3 他施策との連携に基づく加算ポイント

他施策との連携に基づく加算ポイントの内容	配点	ポイント	理由・根拠
<p>以下に該当する事業の場合には、連携数に応じてポイントを加算する。 (連携数3以上...5点、連携数2...3点、連携数1...1点)</p> <p>事業実施主体が策定する事業実施計画について、国土強靱化、二地域居住、官民共創等、農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組についてポイント加算を行う。</p>	5		

4 民間賃金・人材の活用に基づく加算ポイント

民間賃金・人材の活用に基づく加算ポイントの内容	配点	ポイント	理由・根拠
<p>以下に該当する事業の場合には、取組数に応じてポイントを加算する。 (及び の取組を行う場合...5点、又は のいずれかの取組を行う場合...3点)</p> <p>事業実施主体又はその構成員が、クラウドファンディング、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税その他の寄附の活用により民間資金を調達し、事業費の地方負担分に充当する場合又は事業実施計画に位置付けられていない取組であっても事業実施計画の効果を一層高めるために活用する場合</p> <p>事業実施主体が、事業実施計画の効果を一層高めることを目的に、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税(人材派遣型)その他の異なる業種から民間人材を確保する制度を活用し、事業実施体制の構築を行う場合</p>	5		

5 中山間地域等加算ポイント

中山間地域等加算ポイントの内容	配点	ポイント	理由・根拠
<p>以下に該当する事業の場合には、ポイントを加算する。</p> <p>中山間地域等において事業を行う場合については、5ポイントを加算できるものとする。</p> <p>「中山間地域等」には農林統計上の定義による中間農業地域、山間農業地域に加え、以下の指定を受けている対象地域が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に該当する「特定農山村地域」 ・山村振興法第七条第一項により指定された「振興山村」 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条に該当する「過疎地域」 ・半島振興法第二条第一項により指定された「半島振興対策実施地域」 ・離島振興法第二条第一項により指定された「離島振興対策実施地域」 ・沖縄振興特別措置法第三条第一項により定義された「沖縄」 ・奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定された「奄美群島」 ・小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項により定義された「小笠原諸島」 	5		

様式A - 2 事業実施計画に対する評価（地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型））

市町村名：
事業実施主体名：

評価項目及び配点基準		配点	ポイント	理由・根拠
【計画性】	事業実施計画が事業実施地域における所得の向上や雇用機会の確保に資する取組となっているか。定量的な以下の目標を設定している取組にポイント加算。			
	ア 当該取組を実施するための雇用者数の増加を定めている。	1		
	イ 交流人口の増加に資する地域外からの入込客数等の増加を定めている。	1		
【安定性】	事業実施主体の財務状況は安定しているか。			
	ア 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、累積損失がない。	5		
	イ 直近3年の決算において、経常損益が1年以上の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。	3		
	ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている。又は、直近1年の決算において、債務超過となっている。	0		
【確実性】	事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。			
	ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は6月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。	5		
	イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。	3		
	ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。	0		
	原材料の調達（生産・供給体制）は確立されているか。			
	ア 原材料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	5		
	イ 原材料確保の計画の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	3		
ウ 原材料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	0			
製品等（サービス提供等を含む）の販路は、確保等されているか。				
ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	5			
イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	3			
ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	0			

評価項目及び配点基準		配点	ポイント	理由・根拠
【持続性・継続性】	事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。以下の項目のうち、該当するそれぞれのポイントを加算する。			
	ア 前年度において、農山漁村振興交付金別記2-2の第1の4に定める支援対象者又は同5に定める重点支援対象者に決定され、同8に定める中央プランナー若しくは同9に定めるエグゼクティブプランナー又は同11に定める地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。	1		
	イ 整備を行う農林水産物直売所が所在する地域の都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づく取組であり、事業実施計画の目標年度における売上高目標を1億円以上とする取組である。	1		
	ウ 認定総合化事業計画に基づく取組である。	1		
【関連性】	他の施策と連携している取組であること 以下の項目のうち、該当するものにポイントを加算する。			
	ア 次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。 (複数ポイント加算不可)			
	(ア) 事業実施計画が「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」と連携する計画となっている。	1		
	(イ) 事業実施計画において、農泊地域協議会(第3の1の(1)に規定する農泊地域協議会をいう。)と連携する具体的な取組を計画している。	1		
	(ウ) 事業実施計画において、インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。	1		
	イ 事業実施計画において、新商品の開発・製造に当たり、障害者等が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務、商品開発等に従事する計画となっている。	1		
	ウ 以下のいずれかに取り組む事業である。(複数ポイント加算不可)			
	(ア) みどり法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に基づく取組	1		
	(イ) みどり法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に基づく取組	1		
	(ウ) みどり法第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組	1		
	(エ) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組	1		
	(オ) みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画に位置付けられた取組	1		
	(カ) 「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について(令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知)」に基づき認定された有機農業実施計画に位置付けられた取組	1		

評価項目及び配点基準		配点	ポイント	理由・根拠
エ	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組である。	1		
オ	別記2-2の第2の1の(2)地域資源活用・地域連携推進支援事業で実施されるビジネスコンテストにおいて、過去4年間に於いて最優秀賞、優秀賞又は特別賞に選定された取組である。	1		
カ	広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である。	1		
キ	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の2第1項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられている取組である。	1		
ク	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に基づく取組である。	1		
ケ	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済への波及効果を及ぼす取組である。	1		
コ	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組である。	1		

様式C

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

令和 年度[地域資源活用・地域連携推進支援事業/地域資源活用価値創出整備事業
(産業支援型)]の事業実施計画の認定申請について

このことについて、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の2の(1)のイの(1)
の規定により、関係書類を添えて提出します。

- (注)1 関係書類として、事業実施主体が作成した事業実施計画書を添付すること。
推進支援事業においては、本様式別紙3及び市町村計画(地域資源活用対策要領別記2 1
の別紙様式第4号を準用し、「都道府県」を「市町村」として作成すること。)を併せて添付するこ
と。
地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)においては、本様式別紙及び様式Aを併せて
添付すること。
- 2 特認団体の協議がある場合は、地域資源活用対策要領別記2 1の別紙様式第2号の特認
団体申請書を添付すること。

様式C (変更申請)

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

令和 年度[地域資源活用・地域連携推進支援事業 / 地域資源活用価値創出整備事業 (産業支援型)]の事業実施計画の変更申請について

年 月 日付け地農第 号で認定のあった事業実施計画を変更したいので、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の 2 の(1)の才の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由

- (注) 1 関係書類として、認定を受けた事業実施計画書及び添付資料について、変更の内容が分かる資料を添付すること。
2 なお、数値の変更については、変更前を括弧書きとし上段に、変更後を下段に記載すること。

様式Cの別紙2（別表）

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象 経費 (円)	交付金 (円)	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点													ポイント総計	備考		
						1 成果目標に基づくポイント		2 事業の継続性に基づくポイント			3 他施策との連携に基づく加算ポイント	4 民間資金・人材の活用に基づく加算ポイント	5 中山間地域等加算ポイント	計画性	安定性	確実性					持続性 継続性	関連性
						C 1	C 2															
1																					0	
2																					0	
3																					0	
4																					0	
5																					0	
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（注1）「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、国実施要領別記2-3の別紙に規定する評価項目ごとのポイントを記入すること。

（注2）「対象となる優先枠」の欄については、国実施要領別記2-3の第7の1の(1)の(ア)の(ア)に該当する取組の場合は「中山間地農業枠」と、国実施要領別記2-3の第7の1の(1)の(イ)に該当する取組の場合は「特定有人国境離島地域枠」と記入すること。

（注3）「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

事業実施主体における消費税の納税対応状況確認表

市町村名 _____

事業実施主体名	予定の納税対応(納税対応の実績)			確認	消費税等仕入控除税額	
	1 課税売上げなし				該当なし	
	2 市町村の一般会計					
	3 免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者				含む
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超				
		(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上げ割合が95%未満	(イ) 個別対応方式	(ア) 一括比例配分方式	
					a 共通用	
b 非課税売上げ用						
			c 課税売上げ用		あり	
	イ 課税売上げ割合が95%以上					

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3に掲げる法人(1)又はみなし法人(2)をいう。
- 1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 - 2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 - 3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

様式D

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

令和 年度農山漁村振興交付金の地域資源活用・地域連携推進支援事業にかかる
年度別事業実施計画書の提出について

このことについて、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の2の(1)のエの規定により、
関係書類を添えて提出します。

(注)1 関係書類として、本様式のほか、事業実施主体の年度別事業実施計画(別紙様式第6号)を
添付すること。

様式E

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
実施（又は出来高）設計審査書

市町村名	
地区名	

年度

施設区分	
施設名	
事業実施主体名	

審査者			設計者
県 課名及び氏名	地域振興局 所属、職名及び氏名	市町村 課名、職名及び氏名	所属機関名 及び氏名

地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)実施(又は出来高)設計審査書の添付資料一覧

- 1 事業の概要
- 2 施設区分別事業費内訳
- 3 事業実施主体における消費税の納税対応状況確認表
- 4 別紙様式第1号(実施計画書)に定める添付書類及び関連資料
 - (1) 応募団体が農林漁業者団体の場合: 別紙様式第1号(添付資料)の(1) 共通のア~オ
 - ア 見積書(2社以上のものであること)又は設計概要書(自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合【地域資源活用対策要領の第6関連】及び補助対象外経費を含む場合は、補助対象経費算出に係る計算書及びその根拠資料)
 - イ 機械・施設等の位置図(受益範囲及び対象施設の位置がわかるもの)
 - ウ 次のもの
 - a 利用計画設定の根拠・考え方を整理した資料【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)ウ関連】
 - b 販売計画設定の考え方を整理した資料及び根拠(需要調査結果、書面契約や覚書など)【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)オ関連】
 - c 加工・流通・販売等のために必要な施設を整備する場合は、原材料の生産・供給計画(供給元、品目、量、供給時期のわかるもの)
 - d 商品の製造工程又は作業工程、機械能力決定根拠及び施設(部屋別)規模決定根拠の詳細【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)イ関連】
 - e 機械・施設等の配置図及び平面図、立面図、フローチャート、仕様、導入機械・施設一覧、工事雑費の明細、導入機械等のカタログ等
 - エ 機械・施設整備の工程(工事日程)等
 - オ 商品の製造工程(フローチャート)又は作業工程【上述ウのd「機械能力算出根拠及び施設(部屋別)規模算出根拠の詳細」に添付】
 - (2) 応募団体が中小企業である場合: 別紙様式第1号(添付資料)の(2) ~
 - ア 見積書(2社以上のものであること)又は設計概要書(自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合【地域資源活用対策要領の第6関連】及び補助対象外経費を含む場合は、補助対象経費算出に係る計算書及びその根拠資料)
 - イ 機械・施設等の位置図(受益範囲及び対象施設の位置がわかるもの)
 - ウ 次のもの
 - a 利用計画設定の根拠・考え方を整理した資料【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)ウ関連】
 - b 販売計画設定の考え方を整理した資料及び根拠(需要調査結果、書面契約や覚書など)【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)オ関連】
 - c 加工・流通・販売等のために必要な施設を整備する場合は、原材料の生産・供給計画(供給元、品目、量、供給時期のわかるもの)
 - d 商品の製造工程又は作業工程、機械能力決定根拠及び施設(部屋別)規模決定根拠の詳細【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)イ関連】
 - e 機械・施設等の配置図及び平面図、立面図、フローチャート、仕様、導入機械・施設一覧、工事雑費の明細、導入機械等のカタログ等
 - エ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
 - オ 商品の製造工程(フローチャート)又は作業工程【上述 dの「機械能力算出根拠及び施設(部屋別)規模算出根拠の詳細」に添付】
- 5 収支計画の積算根拠を整理した資料【地域資源活用対策要領別記2-3の第5の1(2)エ関連】
- 6 費用対効果分析(投資効率)及び参考となる資料
- 7 管理運営規定等
(規約(法人の場合は定款)、利用規程、管理運営規定、団体の構成員名簿、管理委託する場合は委託先の概要のわかる資料及び委託契約(案)等)
- 8 総会等の議事録
- 9 関連資料
 - ・ 構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、農林漁業関連事業に常時従事する者の雇用人数又は雇用目標人数及び雇用目標の達成のためのプログラム
 - ・ その他必要と認める資料

1 事業の概要
 (1) 事業目的等

事業目的										
	施設名	事業実施主体 (管理主体)	農林漁業者 の戸数等 ¹	構造・規格・ 規模・数量等	補助対象 事業費 (千円)	国費 (千円)	県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)	借入資金 (起債) (千円)
			常時雇用 人数 ¹							
事業実施 (予定)場所	直営・請負 の別	契約方法	施行期間	認定総合化事業計画 又は認定農商工等連 携事業計画の名称	連携事業者 ²	特記事項				
			着工(予定)年月日 しゅん工(予定)年月日							

1 (1) 応募団体が農林漁業者団体の場合

農林漁業者の戸数を記載(構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、農林漁業関連事業に常時従事する者の雇用人数又は雇用目標人数を記載)

(2) 応募団体が中小企業の場合

農商工等連携促進法第2条第1項の該当条項を記載

2 日本標準産業分類における業種毎に連携事業者の名称を記載。

(2) 各種制度資金の利用計画(事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入)

農業近代化資金	借入資金額	千円
農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
その他資金名(具体的な資金)	借入資金額	千円

2 施設区分別事業費内訳

工事区分	全体		補助対象		補助対象外		共通		摘要
	事業費	国庫	事業費	国庫	事業費	国庫	事業費	国庫	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
計									

地域資源活用対策要領別記2-3の第10により、整理すること。
補助対象外事業と合体施工の場合は、対象事業費を算定した計算書を添付すること。

経費内訳項目	見積金額(又は契約金額)					補助対象 経費 +	国費 (区分(補助率別対象経費)×補助率)			補助対象経費の負担割合の考え方
	計 (実施設計)	区分(補助率別対象経費)					1/2	1/3	計	
		1/2	1/3	共通	対象外					
建築物 設計 間接費	建築物	杭地業工事	52,000,000		37,555,555	14,444,445	37,555,555			18mのうち13mまでの分を補助対象経費として計上(小数点以下切り捨て)
		工事	10,000,000		0	10,000,000	0			
		上記以外	149,000,000		149,000,000		0	149,000,000		
	機械設備工事	全体	64,000,000		64,000,000		0	64,000,000		
	電気設備工事	全体	36,000,000		36,000,000		0	36,000,000		
	小計	311,000,000	0	286,555,555		24,444,445	286,555,555			
	按分比率	1.00000	0.00000	0.92140		0.07860				
	間接費	共通仮設費	28,633,000	0	26,382,446		2,250,554	26,382,446		
		諸経費	48,788,000	0	44,953,263		3,834,737			
		一般管理費	56,598,000	0	52,149,397		4,448,603			
		実施設計費	15,000,000	0	13,821,000		1,179,000	13,821,000		
小計		149,019,000	0	137,306,106		11,712,894	137,306,106			
計		460,019,000	0	423,861,661		36,157,339	423,861,661			
消費税	23,000,950	0	21,193,083		1,807,866	21,193,083				
工事費計	483,019,950	0	445,054,744		37,965,205	445,054,744				
請負率			0.85000							
契約額 (設計×請負率)	計	391,016,150	0	360,282,411		30,733,739	360,282,411			
	消費税	19,550,807	0	18,014,120		1,536,687	18,014,120			
	工事費計	410,566,957	0	378,296,531		32,270,426	378,296,531			
製造請負 直接費	機械器具 費及び機 材費	基礎工事費			0	0	0			
		設備	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000			
		設備	24,000,000	24,000,000	0	0	24,000,000			
		設備	10,000,000	10,000,000	0	0	10,000,000			
		その他設備	650,000	550,000	100,000	0	650,000			
		設備	15,000,000	15,000,000	0	0	15,000,000			
	電気設備	18,500,000	16,000,000	2,500,000	0	18,500,000				
	集排じん設備	4,500,000		4,500,000	0	4,500,000				
	小計	102,650,000	95,550,000	7,100,000	0	102,650,000				
	按分比率	1.00000	0.930830	0.069170	0.00000					
	間接費	運搬費	2,627,000	2,445,290	181,710	0	2,627,000			
		組立・据付工事 工事費	4,470,400	4,161,182	309,218	0	4,470,400			
		諸経費	191,000	177,788	13,212	0	191,000			
		製造請負管理料	10,000,000	9,308,300	691,700	0	10,000,000			
	小計	17,288,400	16,092,560	1,195,840	0	17,288,400				
計	119,938,400	111,642,560	8,295,840	0	119,938,400					
消費税	5,996,920	5,582,128	414,792	0	5,996,920					
工事費計	125,935,320	117,224,688	8,710,632	0	125,935,320					
機械器具 費 直接費	工事	工事	70,000,000	70,000,000	0	0	70,000,000			
		工事	20,000,000	20,000,000	0	0	20,000,000			
		工事	11,000,000		11,000,000	0	11,000,000			
	小計	101,000,000	90,000,000	11,000,000	0	101,000,000				
	按分比率	0.99990	0.89100	0.10890	0.00000					
	間接費	運搬費	721,600	642,945	78,655	0	721,600			
		組立・据付工事 工事費	11,866,400	10,572,962	1,293,438	0	11,866,400			
		諸経費	6,992,000	6,229,872	762,128	0	6,992,000			
		小計	19,580,000	17,445,779	2,134,221	0	19,580,000			
	計	120,580,000	107,445,779	13,134,221	0	120,580,000				
	消費税	6,029,000	5,372,288	656,712	0	6,029,000				
	工事費計	126,609,000	112,818,067	13,790,933	0	126,609,000				
	付帯施設 直接費	共通仮設費	共通仮設費		0	0	0	0		
			諸経費		0	0	0	0		
			小計	0	0	0	0	0		
間接費		共通仮設費		0	0	0	0			
		諸経費		0	0	0	0			
		小計	0	0	0	0	0			
計		0	0	0	0	0				
消費税		0	0	0	0	0				
工事費計		0	0	0	0	0				
工事費の計 A		631,534,550	219,088,339	381,712,472		30,733,739	600,800,811			
消費税の計 B		31,576,727	10,954,416	19,085,624		1,536,687	30,040,041			
工事費の合計 C = A+B		663,111,277	230,042,755	400,798,096		32,270,426	630,840,852			
按分比率		1.00000	0.34690	0.60444		0.0487				
その他		工事雑費	15,000,000		0	15,000,000	0			
		代行施行管理料	15,000,000		0	15,000,000	0			
	その他の計 D	8,000,000		0	8,000,000	0				
	消費税 E	38,000,000	0	0	38,000,000	0				
	その他の合計 F=D+E	1,900,000	0	0	1,900,000	0				
全体の合計	39,900,000	0	0	39,900,000	0					
A+D 工事費等の計	669,534,550	219,088,339	381,712,472		68,733,739	600,800,811	109,544,000	127,237,000	236,781,000	(A+D)×補助率(千円未満切り捨て)
B+E 消費税	33,476,727	10,954,416	19,085,624		3,436,687	30,040,041	5,477,208	6,361,874	11,839,082	(B+E)×補助率
C+F 合計	703,011,277	230,042,755	400,798,096		72,170,426	630,840,852	115,021,000	133,599,000	248,620,000	(C+F)×補助率(千円未満切り捨て)

(注意事項)

- 1 経費内訳項目には、見積書の項目(内訳も含む)を記入する。
- 2 太枠で囲った補助対象経費が実施計画書の金額と一致する。
- 3 補助対象外経費は、単独実施経費及び按分による補助対象外経費の額を記入する。
- 4 按分した経費がある場合は、按分の考え方を整理した資料を添付すること。

施設の施行方法及び施工業者選定方法

施行方法		
施工業者選定方法		
入札(競争見積)による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する(又は選択した)理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名(又は業者名)	

- 注 1 記入にあたっては、国実施要領別記2-3の第8の1に留意して記載すること。
- 2 工種ごと(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施行方法が違う場合は、工種ごとに区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「代行施行」のいずれかを記入すること。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「代行施行における競争見積」、「随意契約」のいずれかを記入すること。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は代行施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入すること。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入すること。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札への立会が予定されている場合に、入札立会予定者の所属及び役職名を記入すること。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を選択すること。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入すること。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名をすべて記入すること。
- 11 代行施行の場合は、国実施要領別記2-3の第8の3(5)アにより代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続きを行うこと。

代行施行によることの理由の確認表

業務内容	検討内容
<p>1 代行施行管理（建設工事）</p> <p>(1) 実施設計書の作成又は検討</p> <p>(2) 業者選定の執行</p> <p>(3) 入札の執行</p> <p>(4) 施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し</p>	<p>(製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。)</p> <p>事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由</p> <p>事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由</p> <p>事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。</p>
<p>2 製造請負管理（製造請負工事）</p> <p>(1) 基本計画、仕様の作成</p> <p>(2) 業者選定の執行</p> <p>(3) 業者決定の執行</p> <p>(4) 実施設計の検討</p> <p>(5) 施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し</p>	<p>プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由</p> <p>事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由</p> <p>事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由</p> <p>実施設計の検討を代行者に委託する理由</p> <p>事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。</p>

工事雑費内訳明細書

施設名	事業主体名	工事雑費内訳			備考
		区分1	区分2	金額	
		報酬			
		賃金			
		共済費			
		需用費	消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 広告費 修繕費 食糧費		内訳 会議費 回数 回 人数 人 説明会 回数 回 人数 人
		役務費	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料 雑役務費		
		委託費			
		旅費			内訳 会議出席 回数 回 人数 人 指導 回数 回 人数 人
		使用料及び賃借料			
		備品購入費			
		公課費			
		代行施行管理料			
		合計			

注1 施設、事業主体、工種又は施設区分ごとに記入する。

注2 国実施要領別記2-3の第10の3の(3)ウの用途基準に応じて、適宜修正のうえ記載すること。

市町村長 様

所在地
団体名
代表者氏名

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）に関する入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円（うち消費税及び地方消費税額 円）	
契約年月日	年 月 日	
着手場所		
工事開始年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知	

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを で囲むこと。
 2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最

終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。

- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。
- 8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入する。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

様式F-2

〔 市町村長を経由しない場合は作成不要 〕

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

令和 年度農山漁村振興交付金の地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）に関する入札結果報告・着手届（又はしゅん功届）

このことについて、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の2の(4)のウ（又はエ）の規定により、関係書類を添えて提出します。

（注）しゅん功届については、様式Eにより出来高設計審査書を添付する。

番 号
年 月 日

市町村長 様

所在地
団体名
代表者氏名

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）に関するしゅん功届
このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着手住所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
検査年月日 （又は予定日）	
引き渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- (注) 1 「事業費」欄は、施設等整備事業費とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
 なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

様式G- 1

〔 市町村長を経由しない場合は作成不要 〕

番 号
年 月 日

市町村長 様

事業実施主体名
代表者名 役職名・氏名

農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の事業実施状況報告
及び評価報告（ 年度 ）

このことについて、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の2の(5)のア（又は
(6)のア）の規定の規定に基づき報告します。

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

市町村長を経由しない場合
事業実施主体名
代表者名 役職名・氏名

農山漁村振興交付金[地域資源活用・地域連携推進支援事業 / 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)]の事業実施状況報告及び評価報告(年度)

このことについて、新潟県農山漁村振興交付金事務処理要領の の2の(5)のイ(又は(6)のイ)の規定により報告します。

(注)1 添付様式は、地域資源活用対策要領別記2-1の別紙様式第7号を添付する又は別記2-3の別紙様式第4号を準用し、「農政局長」を「県知事」、「都道府県知事」を「市町村長」として作成すること。

様式G-3

事業実施状況報告書(又は評価報告書)に関する所見(年度)

市町村名： _____

事業実施年度： _____

事業主体名： _____

地域振興局名： _____

成果目標	達成状況	所見等

項目は、成果目標(目標数値)、施設等の作付率・利用率・収支率等とし、それぞれ記載すること。
 次の事項に該当する場合は、様式G-3の別添を添付すること。
 ・県事務処理要領2の(5)イ及び(6)イによる改善指導対象の場合

成果目標の達成に向けた指導状況等

地域振興局名： _____

事業主体名： _____

1 指導実績(年度)

月/日	相手方	指導担当者名	内 容

2 指導計画 (年度)

時期	相手方	指導担当者名	内 容
月 旬			

「成果目標未達成」又は「改善指導対象」の地区に対する改善指導の内容について記載。
 (「成果目標未達成」又は「改善指導対象」に該当しない場合は添付不要)

《参考》

推進支援事業（創出支援型）及び整備事業（産業支援型）にかかる提出書類

事業メニュー	作成者	提出書類	
		様式番号	様式名等
地域資源活用・地域連携推進支援事業	事業実施主体	別紙様式第1号	事業実施計画書
	事業実施主体	別紙様式第2号	特認団体認定申請書
	市町村	別紙様式第4号	市町村計画（事業総括表、別添）
	事業実施主体	別紙様式第6号	年度別事業実施計画
	市町村	様式D	年度別事業実施計画（市町村 県）
	事業実施主体	別記様式第14号	交付決定前着手届
	事業実施主体	別紙様式第7号	事業実施報告書
	市町村	様式G-2	事業実施状況報告及び評価報告書（市町村 県）
	地域振興局	様式G-3	事業実施状況報告書（又は評価報告書）に係る所見
	事業実施主体	別紙様式第8号	事業改善計画書
地域資源活用価値創出整備事業	事業実施主体	別紙様式第1号	事業実施計画書
	事業実施主体	様式A	事業実施計画に対する評価
	市町村	様式C	事業実施計画認定申請書（市町村 県）
	事業実施主体	別記様式第14号	交付決定前着手届
	事業主体	様式E	実施設計審査書（又は出来高設計審査書）
	事業主体	様式F-1	入札結果報告・着手届（事業主体 市町村）
	市町村	様式F-2	入札結果報告・着手届（又はしゅん功届）（市町村 県）
	事業主体	様式F-3	しゅん功届（事業主体 市町村）
	事業実施主体	別紙様式第4号	事業実施状況報告及び評価報告
	事業実施主体	様式G-1	事業実施状況報告及び評価報告書（事業主体 市町村）
	市町村	様式G-2	事業実施状況報告及び評価報告書（市町村 県）
	地域振興局	様式G-3	事業実施状況報告書（又は評価報告書）に係る所見
事業実施主体	別紙様式第3号	改善計画書	

（注）様式番号欄の「別記様式第〇号」は、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）で定める様式を示す。また、様式番号欄の「別紙様式第 号」は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）で定める様式を示す。

農山漁村交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業・産業支援型)
に関する費用対効果分析(投資効率)

事業実施主体名:

1 投資効率の算定に用いる年効果額等

(「農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業)費用対効果算定要領」の第4による)

(1) 農林漁業生産効果

ア 生産向上等効果

(ア) 農業生産向上等効果

a 作付増加効果

対象作物	現況作付面積 (ha)	計画作付面積 (ha)	作付面積増減 (ha) = -	現況単収 (kg/ha)	現況生産物単 価(千円/t)	純益率(%)	按分率(%)	年効果額(千円) = × × × ×
計								

データの根拠

b 単収増加効果

対象作物	現況単収 (kg/10a)	計画単収 (kg/10a)	単収増減 (kg/10a) = -	効果発生面積 (ha)	現況生産物単 価(千円/t)	純益率(%)	按分率(%)	年効果額(千円) = × × × ×
計								

データの根拠

c 品質等向上効果

対象作物	効果発生面積 (ha)	計画単収 (kg/ha)	効果発生量(t) = ×	生産物単価(千円/t)			按分率(%)	年効果額(千円) = × ×
				現況	計画	上昇額 = -		
計								

データの根拠

d 畜産関連経営体所得向上効果

事業実施前年間経常所得額(千円)	事業実施後年間経常所得額(千円)	年効果額(千円) = -
	計	
データの根拠		

e 農畜産物等加工効果

作物名	効果要因	効果発生面積 (ha)	計画単収 (kg / 10a)	効果発生量 (t) = ×	生産物単価(千円/t)			按分率(%)	年効果額(千円) = × ×
					現況	計画	上昇率 =		
			計						
データの根拠									

計画上の生産物単価とは、単位重量当たりの原材料から加工される製品単価のこと。

(イ) 林産物生産向上効果

a 林産物利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 (m ³ , t)	現在の林産物市場価格 (千円/m ³ , t)	現在の伐採、採取・搬出・ 輸送経費(千円/m ³ , t)	年効果額(千円) = × (-)
データの根拠				

注 対象は、施設等の整備前においても間伐等が行われてきたにもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていなかった区域とします。

年平均利用増加見込量: 近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

現在の林産物市場価格: 林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

b 林産物生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 (m ² , t)	現在の林産物市場価格 (千円/m ² , t)	現在の伐採、採取・搬出・ 輸送経費(千円/m ² , t)	年効果額(千円) = × (-)
データの根拠				

注

対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とし、その際、過大な見込みとならないように留意します。

年平均生産増加見込量: 近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

現在の林産物市場価格: 林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

c 林産物販売促進効果

現在		計画		計画販売経費 (千円)	年効果額(千円) =(×)-(×)-
林産物販売量 (m ² , t)	林産物市場価格 (千円/m ² , t)	林産物販売量 (m ² , t)	林産物市場価格 (千円/m ² , t)		
データの根拠					

(ウ) 漁業生産向上効果

a 生産増加効果

魚種名	現在の生産量 (t)	計画の生産量 (t)	現在の単価 (千円/t)	利益率 (%)	年効果額(千円) (-) × ×
データの根拠					

b 魚価向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t)	計画の単価(千円/t)	計画の生産量(t)	年効果額(千円) =(-) ×
データの根拠				

c 品質等向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t)	計画の単価(千円/t)	計画の取扱数量(t/年)	年効果額(千円) (-)×
データの根拠				

イ 経費節減効果

(ア) 農業生産経費節減効果

a 労働経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額(千円) = -
		所要時間 (hr/ha)	労賃単価 (千円/hr)	効果発生面積 (ha)	労働経費計(千円) = ×	所要時間 (hr/ha)	労賃単価 (千円/hr)	効果発生面積 (ha)	労働経費計(千円) = ×	
計										
データの根拠										

b 機械経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額(千円) = -
		稼働時間 (hr/ha)	稼働単価 (千円/hr)	効果発生面積 (ha)	機械経費計(千円) = ×	稼働時間 (hr/ha)	稼働単価 (千円/hr)	効果発生面積 (ha)	機械経費計(千円) = ×	
計										
データの根拠										

c 資材経費節減効果

作物名	作業名	現況			計画			年効果額(千円) = -
		資材単価 (千円/ha)	効果発生面積 (ha)	資材経費計 (千円) = ×	資材単価 (千円/ha)	効果発生面積 (ha)	資材経費計 (千円) = ×	
計								
データの根拠								

(2) 食品等製造向上効果

ア 食品等製造の向上に係る効果

(ア) 製造量向上効果

施設名	効果要因	取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) = -	品目単価 (千円/t)	年効果額(千円)		
			現況 (t)	整備後 (t)			純益率 (%)	= × ×	
計									
データの根拠									

(イ) 品質向上効果

施設名	効果要因	取扱品目名	規格外品による廃棄量			品目単価 (千円/t)	年効果額(千円)		
			現況 (t)	整備後 (t)	減少量(t) = -		純益率 (%)	= × ×	
計									
データの根拠									

(3) 地域間交流効果

ア 農林水産物販売促進効果

農林水産物名	現在販売量(t)	計画販売量(t)	計画販売単価 (千円/t)	生産に係る経費 (千円/t)	年効果額(千円) (-) × (-)
計					
データの根拠					

イ 農林水産物流通・販売経費節減効果

農林水産物名	現在流通・販売経費(千円)	計画流通・販売経費(千円)	年効果額(千円) (-)
計			
データの根拠			

ウ 農林漁業体験等効果

(ア) 移動費用

移動元エリア区分	移動方法	移動人数 (人)	1人当たり 交通費(千円)	訪問率(%)	他の訪問地	年効果額(千円) × ×
計						
データの根拠						

注 訪問率とは、利用者が交流目的で利用する施設数に対する当該施設の割合です。利用者が利用する施設が、その施設のみときは100%となります。また、ほかの観光地、整備する施設と併せて訪問することが予想される場合は、例えば当該施設以外に1つの施設等を訪問するときは訪問率は50%、当該施設以外に2つの施設等を訪問するときは33%となります。

(イ) 交流施設利用・宿泊費用

交流施設利用内容	利用単位	単位	人数(人)	利用期間	単位	利用単価	単位	年効果額(千円) × × ×
計								
データの根拠								

(ウ) 交流体験機会費用

体験内容	体験人口(人)	1人当たり交流時間(hr)	労賃単価(千円/hr)	年効果額(千円) × × × 1/2
データの根拠				

注 (イ) 交流施設利用・宿泊費用と (ウ) 交流体験機会費用は重複計上しないように注意すること。

(4) 地域活性化効果

ア コミュニティ活動促進効果

活動内容	活動時間(hr)	活動人数(人)	労賃単価(千円/hr)	年効果額(千円) = × ×
データの根拠				

イ 地域資源加工効果

現在		計画		年効果額(千円) (-) - (-)
加工品等販売額 (千円)	原材料費 (千円)	加工品等販売額 (千円)	原材料費 (千円)	
データの根拠				

ウ 地域農林業等波及効果

販売品目	現在の販売額(千円)	計画の販売額(千円)	利益率(%)	イベントに係る施設 効果割合(%)	年効果額(千円) =(-) × ×
データの根拠					

エ 地域関連産業波及効果

地域関連業者名	現在の取引額(千円)	計画の取引額(千円)	利益率(%)	年効果額(千円) =(-) ×
計				
データの根拠				

オ 就業機会増加効果

新規常勤雇用人数(人)	常勤雇用賃金(千円/人)	新規非常勤雇用 人数(人)	営業日数(日)	非常勤雇用賃金 (千円/人日)	年効果額(千円) × × × ×
データの根拠					

(5) 維持管理費等節減効果

施設等名	現在年平均維持管理費 (千円)	計画年平均維持管理費 (千円)	年効果額(千円) -
合計			
データの根拠			

注

簡易排水施設に係る維持管理費については、はくみ取りトイレの清掃経費及びくみ取りし尿の処分費とし、は水洗トイレの清掃経費及び簡易排水施設維持管理費とします。
鳥獣被害防止施設に係る維持管理費については、施設等の維持管理に加え、施設・資材整備費を計上します。

(6) その他の効果

上記に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。)

2 投資効率等の算定

(「農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業)費用対効果算定要領」の第5による)

(1) 年総効果額の総括

効果項目	年総効果額(千円)	備考
(1) 農林漁業生産効果		
ア 生産向上等効果		
(ア) 農業生産向上等効果		
a 作付増加効果		
b 単収増加効果		
c 品質等向上効果		
d 畜産関連経営体所得向上効果		
e 農畜産物等加工効果		
(イ) 林産物生産向上効果		
a 林産物利用増進効果		
b 林産物生産増進効果		
c 林産物販売促進効果		
(ウ) 漁業生産向上効果		
a 生産増加効果		
b 魚価向上効果		
c 品質等向上効果		
イ 経費節減効果		
(ア) 農業生産経費節減効果		
a 労働経費節減効果		
b 機械経費節減効果		
(2) 食品等製造向上効果		
ア 食品等製造の向上に係る効果		
(ア) 製造量向上効果		
(イ) 品質向上効果		
(3) 地域間交流効果		
ア 農林水産物販売促進効果		
イ 農林水産物流通・販売経費節減効果		
ウ 農林漁業体験等効果		
(ア) 移動費用		
(イ) 交流施設利用・宿泊費用		
(ウ) 交流体験機会費用		
(4) 地域活性化効果		
ア コミュニティ活動促進効果		
イ 地域資源加工効果		
ウ 地域農林漁業等波及効果		
エ 地域関連産業波及効果		
オ 就業機会増加効果		
(5) 維持管理費等節減効果		
(6) その他の効果		
計		

注 該当しない項目は削除。

(2) 総合耐用年数の算定

施設等名	耐用年数	事業費(千円)	年事業費(減価額) = ÷
計			
総合耐用年数= ÷		年	
データの根拠			

注 総合耐用年数は小数点以下1桁まで求めるものとする。

(3) 廃用損失額

施設等名	金額(千円)
計	
データの根拠	

(4) 投資効率の算定等

ア 投資効率の算定

区分	算式	数値	備考
総事業費		千円	
年総効果額		千円/年	
総合耐用年数		年	
還元率			
妥当投資額	= ÷	千円	
廃用損失額		千円	
投資効率	=(-)÷		

注1 還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 n =総合耐用年数

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとします。